

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第 57 条第 1 項に規定する小型機船底びき網漁業手繰第 1 種漁業小手繰網漁業につき、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 2 年（2020 年）12 月 1 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
小型機船底びき網漁業	手繰第 1 種漁業 小手繰網漁業	別記 1 のとおり	5 月 1 日から 11 月 30 日まで	3 トン未満で許可証に記載されている総トン数	56kW（無過給機関の場合 52kW）以下で許可証に記載されている馬力数 （改正漁船法（平成 14 年 4 月 1 日施行）の適用を受けない漁船にあつては 20 馬力以下）	1 上天草市龍ヶ岳町、天草市御所浦町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

2 許可等をすべき船舶の数

0

3 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

別記 1

操業区域

不知火海

次のア、イ、ウ、エ、オの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。

ア 天草市御所浦町横浦島北端

イ 上天草市龍ヶ岳町大道唐網代鼻

ウ 上天草市龍ヶ岳町大道松ヶ鼻

エ 天草市御所浦町嵐口崎北端

オ エから横浦島頂点を見通した線が横浦島の最大高潮時海岸線と交わるころ